諮問(不)第29号 答申(不)第29号

答 申

第1 審査会の結論

長崎県公立大学法人(以下「実施機関」という。)が平成31年4月26日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った保有個人情報不訂正決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 訂正請求の内容

請求人は、平成30年9月7日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定により、30長公法第60号で開示されたメールおよびメッセージソースについて、保有個人情報訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件訂正請求について条例第 28 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行い、平成 31 年 4 月 26 日付 31 長公法第 21 号で請求人に通知した。不訂正とした理由は、補正の申請がなされなかったためである。

3 審査請求の内容

請求人は、令和元年7月10日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求(以下「本件 審査請求」という。)を行った。

第3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

(1) 長崎県公立大学法人が本件訂正請求を受領してから8ヵ月も経過した後に、個 人情報不訂正決定通知書を発布したのは、条例第30条、第31条等の違反行為等 に該当する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の検討

請求人から提出があった訂正請求書では、訂正すべき箇所及び内容がわからなかったため、当該部分について具体的に記載するとともに、訂正の内容が事実に合致することを証明する書類を提出するよう、条例第 27 条第 3 項で準用する条例第 13 条第 3 項の規定に基づき補正を求めたが、請求人から補正の申請がなされなかったため、当該訂正請求には形式上の不備があり、条例第 28 条第 2 項の規定に基づいて行った本件処分は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

本件訂正請求とその他1件について、「補正について(通知)」を平成30年10月9日までとの期限を付して請求人に送付したところ、平成30年9月7日付「保有個人情報開示請求書」については補正がなされたことから、本件訂正請求についても補正がなされるものと考え提出期限後も待っていたが、平成31年4月10日の県政相談において、請求人から、本件訂正請求にかかる決定通知書の所在及び状況について相談があったことから、補正の意思がないものと判断し、本件処分を行った。実施機関としては、当該6ヵ月間は補正期間と認識しており、条例第30条には「第27条第3項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない」と規定されている。したがって、請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断理由

当審査会において、請求人及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について検討した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

条例第26条第2項は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない」と規定している。ここでいう「訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準(以下「解

釈及び運用基準」という。)によると、実施機関が事実関係の調査を行った結果、 事実に誤りがないと認められる場合のほか、正確な事実が何であるかが不明である 場合や訂正請求に形式上の不備がある場合などが挙げられ、「訂正しなければなら ない」とは、実施機関は適法な訂正請求があった場合は、訂正請求に係る保有個人 情報を訂正しないことにつき正当な理由がある時を除き、当該保有個人情報を訂正 する義務を負うとの原則を定めたものである。

また、条例第27条第1項第2号は、「訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」を請求書に記載する旨規定しており、これについては解釈及び運用基準によると、訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の特定及びそのうちの当該保有個人情報に係る部分を特定するために必要な事項等をいい、これは、実施機関の職員が訂正請求に係る保有個人情報を検索し特定するために必要な情報である。

また、条例第27条第2項は、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が 事実に合致することを証明する書類を実施機関に提出し、又は提示しなければなら ない」と規定し、訂正請求者は、保有個人情報の内容が事実に合致していないこと、 又は訂正請求者の主張する内容が事実に合致していることを実施機関に確信させ るようなものを提出又は提示しなければならないこととなっている。

さらに、条例第 27 条第 3 項により準用する条例第 13 条第 3 項によると、「実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定されていることとなる。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件訂正請求にかかる補正等の経緯について確認したところ、 実施機関は請求人に対し、条例第27条第3項において準用する条例第13条第3項 に基づき、本件訂正請求書における条例第27条第1項第2号に係る記載について、 具体的な記載を求めるとともに、同条第2項に係る書類の提出を求めており、これ に対して請求人から補正書の提出はなされていない。

したがって、本件訂正請求には条例第 27 条第 1 項第 2 号に規定する「訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」の記載及び同条第 2 項に規定された訂正の内容が事実に合致することを証明する書類の提出又は提示がないという形式上の不備があるところ、前記のとおり実施機関による補正の求めによっても、その不備は補正されなかったと認められる。よって、本件訂正請求には形式上の不備があると認められる。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査 会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件訂正請求には形式上の不備があり、訂正をしないことにつき正当な理由があると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。 よって、前記第1のとおり判断する。

第6 付言

1 補正手続きについて

実施機関によると、形式上の不備に対する補正について、期限を明記して補正を求めたが、期限を過ぎた後も補正の提出を待っていたことについては、同時期になされた同請求人の他の請求にかかる対応状況から、今後、本件訂正請求に対しても補正が提出される可能性があることを想定し、また、同訂正請求にかかる対象文書の量の多さからも請求人の作業量等を考慮した上で、訂正請求制度の趣旨も踏まえて誠実真摯に対応したものであるとのことであった。

実施機関の考えについては、一定理解できるものの、具体的にいつまでに処理をするのかという予定も立てず、請求人から県政相談が寄せられるまで補正の提出を漫然と待ち続けていた対応については疑問が残るといわざるを得ない。

今回の訂正請求に関しては、期限を一旦設定して補正通知を出しているものであり、 条例第30条において訂正の諾否決定の期限については最大延長しても60日以内とい う規定があることを考えると、補正期限後に請求人に対し補正の意思の確認を行った 上で、迅速に処理を行うことが必要であったと考える。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年9月17日	実施機関から諮問書を受理
令和 2 年 2 月 18 日	審査会(審査)
令和 2 年 6 月 25 日	審査会(審査)
令和 2 年 7 月 28 日	審査会(審査)
令和2年7月30日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
清水 千惠子	学識経験者	